船舶事故調査報告書

令和８年９月１６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和７年１０月２日　１４時３０分頃
発生場所	岩手県洋野町所在のマリーナ 種市港沖防波堤灯台から真方位２７６°２９０m付近 （概位　北緯４０°２４.２′　東経１４１°４３.３′）
事故の概要	プレジャーボート山新（やましん）丸は、着桟時、無人で係留中のプレジャーボート月夜（つきよ）丸に衝突した。
事故調査の経過	令和７年１０月１５日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	Ａ　プレジャーボート　山新丸、４.５トン ２１２－１４７８４青森、個人所有 Ｂ　プレジャーボート　月夜丸、１.８トン ２１２－１３４５４岩手、個人所有
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	Ａ　船首部に擦過傷等 Ｂ　トランサムステップの破損等
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北東、風力　１、視界　良好 海象：平穏
事故の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、青森県むつ市所在のマリーナに回航する目的で、岩手県宮古市宮古港を出航した。 Ａ船は、立ち寄り先の洋野町所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）に向けて航行中、船体に振動が発生した。 船長Ａは、本船を停止させてプロペラ点検口窓をのぞき込んだが詳細は分からず、クラッチを前後進に何度か入れたところ、振動があるので、推進器に絡索したと思った。 船長Ａは、その後もクラッチ操作を行っていたところ、振動が収まってきたので、絡索が解けたと思い、Ａ船の航行を再開した後、本件マリーナに至り、着桟予定桟橋（以下「本件桟橋」という。）を右舷方に視認した。（図１参照）

図１　事故発生経過概略図

（海上保安庁ホームページの海洋状況表示システム（海しる）を使用して作成）

船長Ａは、本船を右転させて着桟させようとしたが、桟橋の案内を依頼していた担当者が、腕を回すしぐさをしているのを見て、旋回して左舷付けでの着桟を促していると勘違いした。

船長Ａは、令和７年１月に小型船舶操縦免許を取得してから本事故時が初めての操船であった。また、本件マリーナ内を旋回させた経験はなく、感覚的に旋回させるスペースが狭いと感じていたが、左舷付けで本船を着桟させることとした。

船長Ａは、前部甲板に立って遠隔操縦リモコンで操船を行い、本件桟橋との間で旋回するための水域（以下「旋回水域」という。）を広く取れるよう、南側の岸壁に本船を接近させた。

船長Ａは、その後、本船と岸壁の位置関係を見つつ大体の感覚で本件桟橋に向けて右旋回させていたところ、Ａ船の左舷船尾部が岸壁に衝突した。

船長Ａは、このまま右旋回を続けると船首を西方に向けて無人で係留中のＢ船にも接触するのではと思い、Ｂ船との距離を離そうとクラッチを後進に入れた。

船長Ａは、後進をかけたものの、Ａ船が思ったほど後進せず、主機の出力を上げたところ、Ａ船は、勢いよく後進して、船尾部が岸壁に再度衝突した。

船長Ａは、再びＡ船を本件桟橋に着桟させようとクラッチを前進に

	入れ、係留中のＢ船との船間距離を十分に確認せずにＡ船を本件桟橋に向けて右旋回させていたところ、Ａ船の船首部がＢ船の船尾部に衝突した。 　船長Ａは、Ａ船を本件桟橋に着桟させた後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。 　船長Ａは、陸揚げしたＡ船の推進翼周りを確認したところ、推進翼が絡索していたことを確認した。 （図２　参照） 海洋状況表示システム 図２　事故発生場所概略図 （海上保安庁ホームページの海洋状況表示システム（海しる）を使用して作成）
分析	(1)　船長Ａは、小型船舶操縦免許を取得してから本事故時が初めての操船であったことから、操船経験が浅く、離着桟時の操船に不慣れであったものと考えられる。 (2)　船長Ａは、離着桟時の操船に不慣れであったことから、クラッチ操作のタイミングや舵を切る時機が分からずに大体の感覚で着桟操船を行っていたものと考えられる。 (3)　船長Ａは、Ａ船が岸壁に２回衝突して気が動転していたことから、冷静な操船判断ができない状態でＢ船との船間距離を十分に確認せずに本件桟橋に向けてＡ船を右旋回させたものと考えられる。

	(4)　(1)～(3)から、Ａ船は、着桟時、船首部が無人で係留中のＢ船の船尾部に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、Ａ船が着桟時、操船に不慣れな船長Ａが、Ａ船が岸壁に２回衝突して冷静な操船判断ができない状態で再びＡ船を右旋回させる際にＢ船との船間距離を確認しなかったため、Ａ船が無人で係留中のＢ船に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船舶の船長は、免許取得後、十分な操船経験のない場合など、操船に不安があれば、安全な場所で操船訓練を行って船舶の性能等を十分に把握しておくこと。 ・小型船舶の船長は、事故が発生した場合、操船を継続して態勢を立て直そうとはせず、停船させるなど被害を最小限に抑えるための措置を採ること。 ・小型船舶の船長は、絡索等の不具合があると判断した場合は、その不具合が一旦収まった場合であっても、航行に支障がないと安易に判断することなく、安全な場所に停船するなどして原因を調べて適切に対処すること。また、原因が不明で最寄りの港へ入港しようとする際は、急に操船不能になる事態に備えて支援を依頼するなど慎重な操船に務めること。